

第68回

定時株主総会
招集ご通知

■ 日 時

平成28年6月29日（水曜日）

午前10時

※受付開始は午前9時から行います。

■ 場 所

東京都世田谷区代沢五丁目2番1号

当社 本店6階大会議室

目 次

第68回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	4
計算書類	24
監査報告書	30
株主総会参考書類	33
第1号議案 定款一部変更の件	33
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）16名選任の件	41
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	50
第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件	52
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	52
第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および内容決定の件	52

(証券コード：8129)

平成28年6月8日

株 主 各 位

東京都世田谷区代沢五丁目2番1号

東邦ホールディングス株式会社

代表取締役社長 濱 田 矩 男

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記のとおり当社第68回定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご送付いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし、電磁的方法（インターネット等）によりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までには議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都世田谷区代沢五丁目2番1号
当社 本店6階大会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第68期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）16名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および内容決定の件

以上

- ~~~~~
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」ならびに計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ◎監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類とインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております「連結注記表」および「個別注記表」とで構成されています。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類において、修正すべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて修正後の事項を掲載しお知らせいたします。
 - ◎当社ウェブサイト <http://www.tohohd.co.jp>

議決権行使に関するご案内



当日出席される方へ



同封の議決権行使書用紙を会場受付へ
ご提出ください。

書面により議決権を行使される方へ



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示
のうえ、ご投函ください。

行使期限 平成28年6月28日(火)午後5時到着分まで有効

インターネットにより議決権を行使される方へ



議決権行使サイトにアクセスしてご行使
ください。(下記をご参照ください)

行使期限 平成28年6月28日(火)午後5時受付分まで有効

- (注) 1. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使方法

議決権行使サイト

<http://www.evotep.jp/>

議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。)

ご注意事項

パソコン、スマートフォンの場合

インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

携帯電話の場合

iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信(SSL通信)および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。

※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットに関する費用(プロバイダー接続料金、通信料等)は、株主様のご負担となります。

ご不明な点等がございましたら、ヘルプデスクへお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027
受付時間 9:00~21:00 (通話料無料)

議決権電子行使 プラットフォーム について

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

(添付書類)

事業報告

〔自 平成27年 4月 1日〕
〔至 平成28年 3月31日〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における医療用医薬品市場は、ジェネリック医薬品の使用促進など医療費抑制策の浸透による影響があったものの、C型肝炎治療薬が第3四半期以降、予想を大幅に上回って著しく伸長し、希少疾病用医薬品等の新薬の寄与もあり、前年に比べて大きく成長いたしました。

一方で、人口の高齢化が進展するなか、将来に向けた安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保に加え、効率的で質の高い医療の実現を目指した地域包括ケアシステムの確立のための施策が推進され、今後の市場環境の変化が予測されております。

このような状況のもと、当社グループは医薬品卸売と調剤薬局の二つの事業を核とする医療、健康、介護分野に携わる流通企業集団として、今後の急速な環境変化に対応するために、患者様や医療機関が抱える問題を解決するための様々な顧客支援システムの開発・提案に取り組み、地域包括ケアシステムの構築に貢献し、幅広い分野で存在価値を発揮する付加価値サービス型ビジネスモデルへの変革を推進いたしました。

そのため、平成27年6月に、グループ経営体制を強化し、当社グループの競争力を高めることを目的として、純粋持株会社制から事業持株会社制に移行いたしました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

医薬品卸売事業におきましては、適正利益の確保を図るとともに、物流センターとコールセンターの機能を強化し、受注から配送にわたる全てのオペレーションコストの低減と業務効率を図る「営業と物流の一体改革」を一層推進するとともに、間接部門を含めた要員の適正化を推進することで、経費削減を図りました。また、独自の顧客支援システムの提案活動に注力いたしました。

調剤薬局事業につきましては、地域医療に密着した店舗運営において、調剤報酬の改定に対応した高付加価値化による収益性改善を図るとともに、店舗業務の標準化や本部への業務集約による経費削減策に取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、C型肝炎治療薬や希少疾病用医薬品等の新薬の売上寄与と、独自の顧客支援システム、特に自動音声認識薬歴作成支援システム「ENIFvoice SP」、「初診受付サービス」の契約件数の拡大が業績に貢献し、他のサービスも安定的に寄与したことに加え、販売管理費の削減効果もあり、売上高は1,308,474百万円（前期比12.6%増）、営業利益は28,618百万円（前期比185.7%増）、経常利益は34,493百万円（前期比116.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は21,771百万円（前期比60.8%増）となりました。

◇部門別の売上状況

当連結会計年度の部門別の売上状況は次のとおりであります。

部 門	金 額	構 成 比	前 期 比 増 減
医 薬 品 卸 売 事 業	1,206,958百万円	92.3%	13.0%
医 薬 品	1,128,099百万円		
検 査 薬	60,712百万円		
医 療 機 器	18,146百万円		
調 剤 薬 局 事 業	99,776百万円	7.6%	8.4%
治 験 施 設 支 援 事 業	531百万円	0.0%	43.3%
情 報 機 器 販 売 事 業	1,208百万円	0.1%	△13.4%
合 計	1,308,474百万円	100.0%	12.6%

(注) 外部顧客に対する売上であります。

② 設備投資の状況

当社グループの設備投資の総額は6,959百万円であり、このうち主なものは、広島物流センター用地の取得と、子会社が運営する通所介護（デイサービス）施設の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、増資・社債発行などによる資金調達はありません。

(2) 財産および損益の状況

① 当社グループの業績および財産の状況の推移

区 分	第65期 (25.3)	第66期 (26.3)	第67期 (27.3)	第68期 (当連結会計年度) (28.3)
売 上 高	百万円 1,140,364	百万円 1,189,627	百万円 1,162,148	百万円 1,308,474
経 常 利 益	百万円 19,585	百万円 18,303	百万円 15,902	百万円 34,493
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 11,526	百万円 10,407	百万円 13,535	百万円 21,771
1株当たり当期純利益	159円21銭	139円58銭	181円83銭	316円51銭
総 資 産	百万円 562,668	百万円 580,137	百万円 599,950	百万円 642,698

② 当社の業績および財産の状況の推移

区 分	第65期 (25.3)	第66期 (26.3)	第67期 (27.3)	第68期 (当事業年度) (28.3)
売 上 高	百万円 6,151	百万円 5,298	百万円 11,935	百万円 9,409
経 常 利 益	百万円 5,059	百万円 3,600	百万円 10,216	百万円 5,683
当 期 純 利 益	百万円 4,901	百万円 3,518	百万円 16,160	百万円 6,053
1株当たり当期純利益	67円69銭	47円18銭	217円05銭	87円98銭
総 資 産	百万円 127,797	百万円 134,203	百万円 153,993	百万円 153,394

(3) 重要な親会社および子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
東邦薬品株式会社	百万円 300	% 100.00	医薬品卸売業
九州東邦株式会社	522	100.00 (100.00)	医薬品卸売業
株式会社セイエル	95	100.00 (100.00)	医薬品卸売業
株式会社幸耀	72	100.00 (100.00)	医薬品卸売業
合同東邦株式会社	45	100.00 (100.00)	医薬品卸売業
株式会社東邦システムサービス	10	100.00	情報処理業
株式会社シンク・ワン	10	100.00	不動産および動産の管理、賃貸ならびに 仲介事業
株式会社スクウェア・ワン	100	100.00 (40.00)	医薬品・医療材料卸売事業
ファーマクラスター株式会社	10	100.00	調剤薬局事業の管理業務
株式会社ファーマダイワ	100	100.00 (100.00)	調剤薬局の経営
株式会社J.みらいメディカル	100	100.00 (100.00)	調剤薬局の経営
株式会社清水薬局	67	100.00	調剤薬局の経営
株式会社ファーマみらい	50	100.00 (100.00)	調剤薬局の経営
セイコーメディカルブレーン株式会社	30	100.00	調剤薬局の経営
ベガファーマ株式会社	10	100.00 (100.00)	調剤薬局の経営
有限会社キュア	5	100.00 (100.00)	調剤薬局の経営
株式会社青葉堂	3	100.00	調剤薬局の経営
株式会社厚生	3	100.00	調剤薬局の経営
株式会社東京臨床薬理研究所	401	100.00	治験施設支援業
株式会社アルフ	90	92.32 (0.83)	情報処理機器の企画・販売業

(注) 議決権比率欄の()内は、間接所有割合で内数であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「全ては健康を願う人々のために」をコーポレートスローガンとして掲げ、「わたしたちは社会・顧客と共生し、独創的なサービスの提供を通じて新しい価値を共創し、世界の人々の医療と健康に貢献します。」との経営理念のもと、常に患者様を第一に考え、その満足度を高めるべく顧客価値の創造に取り組み、市場における企業価値の向上とコーポレートブランドの確立を目指しております。

国民の健康寿命の延伸と超高齢化社会における持続可能な社会保障制度の構築・維持を目的に「地域包括ケアシステム」の確立が推進されるなか、当社グループは医薬品卸売事業、調剤薬局事業を中心に、予防、医療、介護の切れ目ない連携に貢献することを目指してまいります。また、医療ならびに医薬品業界の急速な環境の変化、最先端の課題を先取りして、ジェネリック医薬品80%時代を見据えた医薬品流通のさらなる効率化と高付加価値化に加えて、今後上市される新薬の主流とされるスペシャリティ医薬品、希少疾病用医薬品など高度管理を要する医薬品の取り扱いや医療関連サービス、新たなビジネスモデルの開発により、未開拓のセグメントを探究して顧客基盤の拡大に挑戦してまいります。

また、医療および健康関連企業としての公共性を認識し、グループ全体最適と生産性の向上に向けた諸施策をもって経営のスリム化を一層推進するとともに、全ては健康を願う人々のために、社会から継続して支持される企業集団を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

部 門 別	主 要 な 事 業 内 容
医 薬 品 卸 売 事 業	医薬品・麻薬・検査薬等の販売、医療機器の販売
調 剤 薬 局 事 業	保険調剤薬局の経営、在宅医療支援業務、医薬品の販売
治 験 施 設 支 援 事 業	治験施設の支援
情 報 機 器 販 売 事 業	情報処理機器の企画・販売

(6) 主要な事業所 (平成28年3月31日現在)

会社名	事業所	所在地	
当 社	本店	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	
	丸の内オフィス	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	
	子 会 社		株式会社スクウェア・ワン (北海道)
			東邦薬品株式会社 (東京都)
			ファーマクラスター株式会社 (東京都)
			株式会社東邦システムサービス (東京都)
			株式会社シンク・ワン (東京都)
			株式会社東京臨床薬理研究所 (東京都)
			株式会社アルフ (東京都)
			株式会社清水薬局 (東京都)
	株式会社青葉堂 (大阪府)		
	株式会社厚生 (大阪府)		
	セイコーメディカルブレーン株式会社 (福岡県)		
東邦薬品株式会社 (医薬品卸売事業)	本店	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	
	営 業 拠 点	北海道・東北支社	北海道、青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
		北関東甲信越支社	茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、 山梨県、長野県
		首都圏支社	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
		東海・北陸支社	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
	物 流 セ ン タ ー	TBC札幌 (北海道)、TBC佐野 (栃木県) TBC埼玉 (埼玉県)、TBC大宮 (埼玉県) TBC東京 (東京都)、WILL平和島 (東京都) TBC阪神 (兵庫県)、TBC岡山 (岡山県) TBC九州 (熊本県)	
子 会 社	合同東邦株式会社 (大阪府) 株式会社セイエル (広島県) 株式会社幸耀 (香川県) 九州東邦株式会社 (福岡県)		
ファーマクラスター株式会社 (調剤薬局事業)	本店	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	
	子 会 社	株式会社ファーマみらい (東京都) 有限会社キュア (新潟県) 株式会社J. みらいメディカル (大阪府) ベガファーマ株式会社 (大阪府) 株式会社ファーマダイワ (熊本県)	

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

(7) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
7,969名	445名減

- (注) 1. 従業員数は、嘱託・キャリアスタッフ（定年再雇用）を含めた就業人数であります。
2. 臨時雇用等は含めておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
86名	32名増	46歳10ヶ月	16年8ヶ月

- (注) 1. 従業員数は、嘱託・キャリアスタッフ（定年再雇用）を含めた就業人数であります。
2. 臨時雇用等は含めておりません。
3. 従業員数には、他社への出向者4名は含めておりません。
4. 他社からの出向者の受け入れは6名で、従業員数に含めております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,205百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,210百万円
株式会社三井住友銀行	430百万円

- (注) 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しております。

2. 株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 192,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 78,270,142株 |
| ③ 株主数 | 4,542名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
塩野義製薬株式会社	4,650千株	6.78%
田辺三菱製薬株式会社	3,573	5.21
アステラス製薬株式会社	2,000	2.92
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一三共口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,637	2.39
東邦ホールディングス従業員持株会	1,393	2.03
河野博行	1,330	1.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,224	1.78
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	1,151	1.68
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,126	1.64
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	1,092	1.59

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式9,646,254株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当連結会計年度末日において当社役員が有する新株予約権の状況

名 称 (発 行 日)	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類および数	新株予約権 の払込金額	新株予約権 の行使価額	新株予約権の 行使期間	保有人数
第1回新株予約権 (平成25年9月24日)	230個	普通株式 23,000株	1株当たり 1,505円	1株当たり 1円	平成25年9月25日から 平成55年9月24日まで	取締役 8名
第2回新株予約権 (平成27年12月24日)	101個	普通株式 10,100株	1株当たり 2,585円	1株当たり 1円	平成27年12月25日から 平成57年12月24日まで	取締役(社外取 締役を除く。) 10名 社外取締役 3名

(注) 新株予約権の主たる行使条件

新株予約権者は、当社において取締役、監査役および執行役員の内いずれの地位をも喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割り当てを受けた新株予約権を行使することができます。

(2) 当連結会計年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

名 称 (発 行 日)	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類および数	新株予約権 の払込金額	新株予約権 の行使価額	新株予約権の 行使期間	交付人数
第2回新株予約権 (平成27年12月24日)	49個	普通株式 4,900株	1株当たり 2,585円	1株当たり 1円	平成27年12月25日から 平成57年12月24日まで	当社使用人 2名 当社子会社の役 員および使用人 17名

(注) 新株予約権の主たる行使条件

新株予約権者は、当社および当社子会社において取締役、監査役および執行役員の内いずれの地位をも喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割り当てを受けた新株予約権を行使することができます。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	河 野 博 行		
代表取締役社長	濱 田 矩 男		
取締役副社長	本 間 利 夫		
常務取締役	森久保 光 男	開発本部長	
常務取締役	荻 野 守	管理本部長 兼 財務部長	
常務取締役	加 藤 勝 哉	経営企画本部長 兼 経営企画室長	
取締役	松 谷 竹 生		九州東邦株式会社代表取締役社長
取締役	枝 廣 弘 巳		東邦薬品株式会社代表取締役社長
取締役	内 藤 温 子	薬事担当	
取締役	渡 邊 俊 介		国際医療福祉大学大学院教授
取締役	村 山 昇 作		株式会社 i P S ポータル代表取締役社長 株式会社 S C R E E N ホールディングス社外取締役
取締役	永 沢 徹		永沢総合法律事務所代表弁護士 グリー株式会社社外監査役
取締役相談役	松 谷 高 顕		
常勤監査役	清 水 英 行		
常勤監査役	平 野 孝 穂		
常勤監査役	松 本 禎 郎		
常勤監査役	武 田 一 夫		

- (注) 1. 取締役の渡邊俊介、村山昇作、永沢徹の各氏は社外取締役であります。また、当社は各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役の松本禎郎、武田一夫の両氏は社外監査役であります。また、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 平成27年6月26日開催の第67回定時株主総会において、取締役として新たに枝廣弘巳、内藤温子、永沢徹の各氏が選任され、就任いたしました。
4. 平成27年6月26日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって、監査役の畑中和義氏が辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成27年6月26日開催の第67回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が取締役渡邊俊介、村山昇作、永沢徹の各氏および監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役の責任限定契約

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令および当社定款に定める限度額に限定する契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 員 数	報酬等の総額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	13名 (3)	470百万円 (31)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	5 (3)	56 (29)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	18 (6)	527 (61)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年6月27日開催の第65回定時株主総会において「年額5億円以内」（ただし、使用人分給与は含まれない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成25年6月27日開催の第65回定時株主総会において「年額1億円以内」と決議いただいております。
4. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与支給予定額を含んでおります。
5. 取締役の報酬等の総額には、株式報酬型ストックオプションの費用計上額を含んでおります。
6. 上記の表には、平成27年6月26日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって辞任した社外監査役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役の渡邊俊介氏は、国際医療福祉大学大学院教授を兼務しております。なお、当社の連結子会社は、国際医療福祉大学に対し、医療用医薬品等の販売を行っております。
- ・取締役の村山昇作氏は、株式会社 i P S ポータル代表取締役社長および株式会社 S C R E E Nホールディングス社外取締役を兼務しております。なお、株式会社 i P S ポータルおよび株式会社 S C R E E Nホールディングスと当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・取締役の永沢徹氏は、永沢総合法律事務所の代表弁護士およびグリー株式会社社外監査役を兼務しております。なお、永沢総合法律事務所およびグリー株式会社と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	渡 邊 俊 介	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、主に元日本経済新聞記者および大学教授としての豊富な経験に基づき、多様な視点から発言を行っております。
社外取締役	村 山 昇 作	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、主に日本銀行において培ってきた見識および企業経営者としての豊富な経験に基づき、多様な視点から発言を行っております。
社外取締役	永 沢 徹	平成27年6月26日就任後開催の取締役会10回のうち9回に出席し、主に弁護士としての専門的見地に基づき、多様な視点から発言を行っております。
社外監査役	松 本 禎 郎	当事業年度開催の取締役会15回全てに、監査役会9回全てに出席し、当社の経営に対し総合的な観点から発言を行っております。
社外監査役	武 田 一 夫	当事業年度開催の取締役会15回全てに、監査役会9回全てに出席し、当社の経営に対し総合的な観点から発言を行っております。

(注) 当事業年度において、書面による取締役会決議を1回行っておりますが、上記取締役会の回数には含まれておりません。

5. 会計監査人に関する事項

- ① 名 称 新日本有限責任監査法人
② 報 酬 等 の 額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	97百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	156百万円

- (注) 1. 監査役会は、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間および報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の報酬額を含めて記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任を検討いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、法令等が定める会計監査人の独立性および適格性が確保できない場合、その他必要と判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出することを検討いたします。

④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

イ. 処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ. 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

ハ. 処分理由

- ・ 社員の過失による虚偽証明
- ・ 監査法人の運営が著しく不当

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

当社は、会社法の規定に基づいて、以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定め、この基本方針を誠実に履行することにより、会社の業務の適法性および効率性を確保するとともに、リスクの管理に努める。また、社会経済情勢その他当社を取り巻く環境の変化に応じて適宜基本方針の見直しを行い、その改善充実を図る。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、「共創未来グループ倫理綱領」（以下「倫理綱領」という。）において、法令はもとより社会規範にかなひ、遵守しなければならない倫理規範と実践すべき行動基準を定めている。共創未来グループの全社員（取締役、監査役、執行役員および従業員）は、この倫理綱領に従って行動する。
- ②取締役会は、法令、定款、取締役会規則等の規定に従い、当社の業務執行を決定するとともに、グループ会社の業務執行を監視・監督する。
- ③取締役会が行う取締役の職務の執行の監督を確保するために、取締役は、当社およびグループ会社の業務執行状況を正しく取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行を相互に監視・監督する。
- ④取締役は、法令、定款、取締役会規則・稟議規程等の規定に従って職務を執行することにより、適正な意思決定および業務執行を確保する。
- ⑤取締役は、金融商品取引法の規定に従って、グループ会社の財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用および評価を継続的に行い、当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保する。
- ⑥取締役の法令、定款、各種規程を遵守した職務の執行を確保するために、通報を受け付ける通報窓口を社内（東邦ホットライン）・社外に設けるとともに、通報者に対する不利益取扱いの防止を保証する。

(2) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、使用人が常にコンプライアンスを意識して職務を執行することを確保するために、グループ経営委員会の管理・監督の下に、倫理綱領の実践的運用と徹底を図る。特

に、薬事関連の法規、独禁法等の公正競争の確保に関する法規、企業情報・個人情報の厳重管理等については、その遵守体制の維持・強化を図るとともに、その教育・啓発に注力する。

- ②当社は、職制を通じて適正な業務執行の徹底および管理を行う。問題が発生した場合は、就業規則に従って適正かつ厳正に処分するとともに、直ちに再発防止策を講じる。
- ③当社は、使用人の法令、定款および各種規程を遵守した職務の執行を確保するために、通報を受け付ける通報窓口を社内（東邦ホットライン）・社外に設けるとともに、通報者に対する不利益取扱いの防止を保証する。これらを通じて、実効性ある内部通報制度の円滑な運営を図る。
- ④当社は、定期的な内部監査を実施することにより、使用人の職務の執行の法令、定款および各種規程に対する適合性を確認するとともに、適正な職務の執行の維持・強化を図る。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①当社は、取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録も含む）およびその他重要な情報を、法令および「文書取扱規程」に基づいて、適正に保存・管理する。
- ②当社は、取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受けることにより、その適正性を確保する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、「リスク管理基本規程」に基づいて、当社グループのリスク管理体制の整備を進めるとともに、当社グループに生じた、または生じる可能性のあるリスクの早期発見・把握に努め、リスクへの適切な対応を図る。
- ②当社は、グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会およびグループ災害対策委員会等を通じてグループ経営委員会にリスク情報を報告し、適切な対応を図り、リスク管理体制の維持・整備に努める。
- ③当社は、当社グループに不測の事態が発生した場合には、社長（もしくは社長が指名する者）が指揮する対策本部を当社もしくは事業運営会社に設置し、迅速な対応をとり、損害を最小限に抑える体制を整えるとともに、医療用医薬品供給体制の維持・確立を図る。
- ④当社は、コンピューター処理システムの正常な稼働を維持するために、複数のデータセンターを置いてバックアップ体制を取り、事故に備えた体制を適切に構築する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締

役会を毎月1回定時に開催または必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について審議して議決するほか、取締役の業務執行状況の監督等を行う。

- ②当社は、取締役会への付議・報告事項については、事前にグループ経営委員会において充分な検討を行うことにより、効率的かつ実質的な取締役会の運営を維持する。
- ③当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われるために、「組織規程」・「業務分掌規程」・「職務権限規程」を定め、それぞれの責任者およびその責任と執行手続を定める。
- ④当社は、中期経営計画および年次経営計画に基づいた当社グループの事業活動の進捗状況を、定期的に取り締役会において確認する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の業務執行について決裁基準を整備し、これにより重要な業務執行についてはグループ経営委員会において協議・報告するとともに、必要に応じて取締役会に付議・報告を行う。また、「関係会社管理規程」に従って報告させることにより子会社管理を行う。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理基本規程」に定める「経営上のリスク」に適切に対応するため、グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントの推進を図る。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に定める基本方針に基づき、報告体制を整備し、子会社を管理するとともに、重要なものについてはグループ経営委員会において協議する。

④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は子会社に、業務の適正を確保するため倫理綱領に定める、倫理規範に基づく行動基準の実践を徹底させる。

ロ. 当社は、当社の定期的な内部監査を実施することにより、子会社の業務監査を実施し、職務の執行の適正性を確保する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- ①当社は、監査役の職務を補助すべき使用人については、必要に応じて設けるものとする。
- ②当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合は、その任命・異動等人事に関する

事項は、監査役との協議を経たうえで決定する。

(8) 監査役への報告に関する事項

- ①監査役は、取締役会等の重要な意思決定会議に出席し、取締役および当社グループの使用者から重要事項の報告を受ける。
- ②取締役およびこれに準じる使用者は、法令・定款違反等会社に著しい損害を及ぼす重要な事実が発生した場合は、速やかに監査役に報告する。
- ③稟議は、決裁後速やかに監査役に供覧する。

(9) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員が、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けることを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ①当社は、監査役会専用の弁護士、公認会計士、コンサルタント等の監査役監査に必要な費用を負担するものとする。
- ②当社は、上記のほか監査役が職務の執行上必要とする費用についても、負担するものとする。

(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互に意思疎通を図る。
- ②監査役は、会計監査人から会計監査の計画、方法および結果について定期的に報告を受け、情報交換を行い、効率的な監査を実施する。
- ③内部監査部門は、内部監査情報その他必要な情報を監査役に提供し、監査役との緊密な連携を図る。
- ④当社は、監査役が会社の顧問弁護士とは別に監査役会専用の弁護士と顧問契約を締結し、活用することを保証する。

前述の基本方針に基づく、当事業年度の内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 職務の執行の適正性・効率性を確保するための取り組みについて

当社は、取締役会を原則月1回、グループ経営委員会を原則月2回開催し、適正性・効率性の観点から、事業計画その他、経営上の重要事項についての十分な審議を行っております。当社の取締役13名のうち3名が社外取締役、また監査役4名のうち2名が社外監査役であり、前述の会議を含む、重要会議に出席し、随時必要な意見表明等を行っております。その他重要事項については、監査役への報告を義務付ける規程を整備し、稟議書の回付その他、監査に必要な情報が監査役に伝達される仕組みを構築・運用しております。

(2) コンプライアンス推進・リスク管理体制について

当社は、「リスク管理基本規程」を制定し、当社および当社グループ会社のコンプライアンス推進およびリスク管理に関する重要な課題について、当社社長が指名する者を委員長とするグループ・コンプライアンス・リスク管理委員会において審議し、方針を決議しております。

コンプライアンス推進については、当社において「倫理綱領」を用いた教育研修および啓発活動を定期的実施し、意識および知識の向上に取り組むとともに、当社グループ会社への啓発活動に努めております。

リスク管理については、事業活動に影響を及ぼすリスクの発生状況について定期的に当社内および当社グループ会社に対しヒアリングを行うとともに、結果をグループ・コンプライアンス・リスク管理委員会およびグループ経営委員会に報告し、適切な対応を図っております。

また、当社では、法令違反・不正行為等の早期発見および未然防止ならびに自浄作用の向上を目的として、内部通報制度を整備しており、社内外に通報窓口を設置しております。

(3) グループ管理体制について

当社グループ会社の管理につきましては、上記運営とともに「関係会社管理規程」に則り、報告体制を整備し、子会社を管理するとともに、重要なものについてはグループ経営委員会において協議を行う体制を整えております。また、当社の内部監査部門は、監査計画に基づき、グループ各社に対する内部監査を行っております。

(4) 監査の実効性確保のための取り組みについて

社外監査役を含む当社の監査役は、グループ経営委員会やグループ・コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要会議に出席し、また、代表取締役社長と定期的に意見交換の場を持ったほか、取締役が決裁した社内稟議を閲覧することで、業務執行状況の確認と監査の実効性向上に努めております。会計監査人から定期、随時に報告を受け、情報交換を行っており、内部監査部門とは、内部統制システムの整備・運用状況等に関する意見交換を行い緊密な連携を図っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、1株当たりの利益を向上させることが責務であると認識しております。利益配分については、将来の収益基盤の強化と市況変動に備えて内部留保の充実に努めながら、配当政策は安定配当を基本として、毎期の業績変動をも勘案していきたいと考えております。

当連結会計年度の剰余金の配当につきましては、当初予想期末配当金1株当たり13円に2円を増額し合計15円とし、中間配当金（1株当たり13円）を含めた年間配当金は1株当たり28円とさせていただきます。次期の配当としては、中間配当金、期末配当金とも各15円とし、年間配当金は1株当たり30円とさせていただく予定であります。

なお、当社は、平成18年6月29日開催の第58回定時株主総会において剰余金の配当等を取締役会の決議によって決定することができる旨（定款第48条）の決議をいただいております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	642,698	(負債の部)	468,041
流動資産	474,715	流動負債	421,401
現金及び預金	31,531	支払手形及び買掛金	390,349
受取手形及び売掛金	331,248	短期借入金	4,243
有価証券	613	1年内返済長期借入金	2,643
商品及び製品	75,229	リース債務	2,147
繰延税金資産	2,227	未払法人税等	10,451
仕入割戻未収入金	14,607	未払費用	2,237
その他	19,682	賞与引当金	3,489
貸倒引当金	△425	役員賞与引当金	76
固定資産	167,983	返品調整引当金	453
有形固定資産	84,569	厚生年金基金解散損失引当金	170
建物及び構築物	31,696	資産除去債務	5
車両及び運搬具	29	その他	5,133
土地	43,981	固定負債	46,639
リース資産	7,439	社債	15,056
建設仮勘定	377	長期借入金	5,384
その他	1,045	リース債務	5,365
無形固定資産	9,495	繰延税金負債	15,373
のれん	6,722	再評価に係る繰延税金負債	894
その他	2,773	退職給付に係る負債	1,713
投資その他の資産	73,917	資産除去債務	1,095
投資有価証券	65,846	負ののれん	75
長期貸付金	1,652	その他	1,681
繰延税金資産	485	(純資産の部)	174,656
その他	8,479	株主資本	158,094
貸倒引当金	△2,546	資本金	10,649
資産合計	642,698	資本剰余金	47,794
		利益剰余金	115,938
		自己株式	△16,287
		その他の包括利益累計額	16,495
		その他有価証券評価差額金	20,764
		土地再評価差額金	△4,269
		新株予約権	67
		負債及び純資産合計	642,698

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔自 平成27年 4月 1日〕
〔至 平成28年 3月31日〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		1,308,474
売上原価		1,182,429
売上総利益		126,045
返品調整引当金繰入額		116
調整後売上総利益		125,928
販売費及び一般管理費		97,309
営業利益		28,618
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,242	
情報提供料収入	3,163	
負ののれん償却額	26	
持分法による投資利益	58	
その他	2,208	6,699
営業外費用		
支払利息	199	
その他	625	825
経常利益		34,493
特別利益		
固定資産売却益	933	
投資有価証券売却益	1,956	
その他	36	2,926
特別損失		
固定資産処分損	312	
減損損失	420	
投資有価証券評価損	1,278	
関係会社株式評価損	281	
その他	12	2,305
税金等調整前当期純利益		35,114
法人税、住民税及び事業税	13,436	
法人税等調整額	△93	13,343
当期純利益		21,771
親会社株主に帰属する当期純利益		21,771

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔自 平成27年 4月 1日〕
〔至 平成28年 3月31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	10,649	47,814	95,862	△13,024	141,303
連結会計年度中の変動額					
連結子会社株式の取得による持分の増減		△20			△20
剰余金の配当			△1,734		△1,734
親会社株主に帰属する当期純利益			21,771		21,771
自己株式の取得				△3,263	△3,263
土地再評価差額金の取崩			39		39
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計		△20	20,075	△3,263	16,791
平成28年3月31日残高	10,649	47,794	115,938	△16,287	158,094

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
平成27年4月1日残高	20,306	△4,276	16,030	37	157,371
連結会計年度中の変動額					
連結子会社株式の取得による持分の増減					△20
剰余金の配当					△1,734
親会社株主に帰属する当期純利益					21,771
自己株式の取得					△3,263
土地再評価差額金の取崩					39
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	458	6	464	29	493
連結会計年度中の変動額合計	458	6	464	29	17,285
平成28年3月31日残高	20,764	△4,269	16,495	67	174,656

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	153,394	(負債の部)	41,314
流動資産	25,205	流動負債	9,543
現金及び預金	12,273	短期借入金	2,000
前払費用	103	1年内返済長期借入金	2,140
繰延税金資産	86	リース債務	68
その他の未収入金	1,240	未払金	468
短期貸付金	11,438	未払費用	33
その他	63	未払法人税等	318
固定資産	128,188	未払消費税等	5
有形固定資産	36,338	預り金	4,411
建物	15,081	賞与引当金	51
構築物	562	役員賞与引当金	45
器具及び備品	67	固定負債	31,771
土地	20,316	社債	15,056
リース資産	298	長期借入金	1,560
建設仮勘定	13	リース債務	251
無形固定資産	296	繰延税金負債	13,465
借地権	75	再評価に係る繰延税金負債	894
ソフトウェア	30	退職給付引当金	4
その他	190	債務保証損失引当金	37
投資その他の資産	91,553	資産除去債務	308
投資有価証券	53,823	その他	193
関係会社株式	30,155	(純資産の部)	112,079
関係会社出資金	276	株主資本	89,677
長期貸付金	6,529	資本金	10,649
破産更生債権等	1,836	資本剰余金	48,638
長期前払費用	12	資本準備金	46,177
その他	974	その他資本剰余金	2,461
貸倒引当金	△2,055	利益剰余金	46,716
		利益準備金	664
		その他利益剰余金	46,052
		土地圧縮積立金	1,672
		別途積立金	6,336
		繰越利益剰余金	38,044
		自己株式	△16,327
		評価・換算差額等	22,335
		その他有価証券評価差額金	26,582
		土地再評価差額金	△4,246
		新株予約権	67
資産合計	153,394	負債及び純資産合計	153,394

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		
経営指導料収入	1,109	
不動産賃貸料収入	2,158	
受取配当金収入	6,141	9,409
営業費用		5,182
営業利益		4,226
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,411	
情報提供料収入	93	
その他	125	1,630
営業外費用		
支払利息	108	
その他	65	173
経常利益		5,683
特別利益		
固定資産売却益	903	
投資有価証券売却益	2,246	3,149
特別損失		
固定資産処分損	73	
減損損失	100	
投資有価証券評価損	1,278	
関係会社株式評価損	281	
その他	0	1,734
税引前当期純利益		7,098
法人税、住民税及び事業税	707	
法人税等調整額	338	1,045
当期純利益		6,053

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

〔自 平成27年 4月 1日〕
〔至 平成28年 3月31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成27年4月1日残高	10,649	46,177	2,461	48,638	664	1,191	6,336	34,167	42,359
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△1,734	△1,734
当期純利益								6,053	6,053
土地圧縮積立金の積立						466		△466	
土地圧縮積立金の取崩						△25		25	
税率変更による積立金の増加						40		△40	
自己株式の取得									
土地再評価差額金の取崩								39	39
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計						480		3,876	4,357
平成28年3月31日残高	10,649	46,177	2,461	48,638	664	1,672	6,336	38,044	46,716

	株 主 資 本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成27年4月1日残高	△13,063	88,583	26,107	△4,253	21,854	37	110,475
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△1,734					△1,734
当期純利益		6,053					6,053
土地圧縮積立金の積立							
土地圧縮積立金の取崩							
税率変更による積立金の増加							
自己株式の取得	△3,263	△3,263					△3,263
土地再評価差額金の取崩		39					39
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			474	6	481	29	510
事業年度中の変動額合計	△3,263	1,093	474	6	481	29	1,604
平成28年3月31日残高	△16,327	89,677	26,582	△4,246	22,335	67	112,079

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

東邦ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡邊浩一郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武内清信	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山村竜平	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東邦ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東邦ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

東邦ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡邊浩一郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武内清信	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山村竜平	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、グループ監査室長、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月18日

東邦ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	清 水 英 行	Ⓔ
常勤監査役	平 野 孝 穂	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	松 本 禎 郎	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	武 田 一 夫	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を充実させ、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして条文の新設、変更および削除その他所要の変更を行うものであります。
- (2) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役(監査等委員であるものを除く。)および監査等委員である取締役の員数を適正規模とするべく、取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は3名以上40名以内から30名以内に改め、監査等委員である取締役の員数は5名以内とするものであります。
- (3) 株主総会および取締役会の招集権者、議長について、柔軟な対応を可能にするため、所要の変更を行うものであります。
- (4) 条文の追加および削除に伴う条数の変更ならびに字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条～第11条 (条文省略)	第5条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条 (条文省略)	第12条 (現行どおり)
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第13条 ① 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会の定める順序により、他の取締役が招集する。</u>	第13条 ① 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>取締役会であらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u>
② 株主総会においては <u>取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会の定める順序により、他の取締役が議長となる。</u>	② <u>当該取締役に事故があるときは、取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u>
第14条～第17条 (条文省略)	第14条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第18条 (条文省略)	第18条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>3名以上40名以内</u>とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は株主総会の決議によって選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第22条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 ① 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は30名以内とする。 ② 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 ① 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> ④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第22条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 ① <u>取締役会の招集は取締役社長が行い、取締役社長に事故があるときには取締役会の定める順序により他の取締役が行う。取締役会の招集通知は会日より3日前までに、各取締役および各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第24条 <u>取締役会の議長は、取締役社長が行い、取締役社長に事故があるときは、取締役会の定める順序により他の取締役が議長になる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第25条 ① (条文省略)</p> <p>② <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 ① <u>取締役会の招集は取締役会であらかじめ定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときには取締役会の定める順序により他の取締役が行う。取締役会の招集通知は会日より3日前までに、各取締役に発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第24条 <u>取締役会の議長は、取締役会であらかじめ定めた取締役が行い、当該取締役に事故があるときには、取締役会の定める順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第25条 ① (現行どおり)</p> <p>② <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 ① 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第30条～第31条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第32条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第33条 当社の監査役は3名以上5名以内とする。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 ① 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第31条～第32条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第33条 当社は監査等委員会を置く。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第34条 <u>監査役は株主総会の決議によって選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 ① <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第36条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第37条 ① <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第34条 ① <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第39条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令</u>で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第40条 <u>監査役会</u>に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第41条 <u>監査役の報酬等</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 ① <u>当会社</u>は、取締役会の決議によって、<u>監査役</u> (<u>監査役であったものを含む</u>) の<u>会社法第423条第1項の賠償責任</u>について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める<u>最低責任限度額</u>を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② <u>当会社</u>は、<u>監査役との間で</u>、<u>会社法第423条第1項の賠償責任</u>について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく<u>限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と、法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする</u>。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第43条～第45条 (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令</u>で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第37条 <u>監査等委員会</u>に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第40条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第47条～第50条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第 1 条 この定款は、法令またはこの付則に別段の定めがあるものを除き、変更決議と同時に効力を発する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第42条～第45条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則 (削 除)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>① 当社は、第68回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 第68回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条第2項の定めるところによる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）16名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（13名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）16名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

1 はま だ のり お 濱 田 矩 男（昭和15年1月3日生）

再 任

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

昭和41年10月	東邦薬品株式会社入社	(東邦ホールディングス株式会社における地位および担当)
昭和54年6月	同社取締役就任	代表取締役社長
平成5年10月	同社常務取締役就任	
平成11年6月	同社代表取締役専務就任	
平成13年6月	同社代表取締役副社長就任	
平成17年6月	同社代表取締役社長就任	
(平成21年4月東邦薬品株式会社は持株会社制への移行により東邦ホールディングス株式会社に商号変更)		
平成21年4月	東邦ホールディングス株式会社代表取締役社長就任（現任）兼 東邦薬品株式会社代表取締役会長就任	
平成22年6月	東邦薬品株式会社取締役会長就任	

■ 所有する当社株式の数 110,000株

■ 取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由

濱田矩男氏は、東邦ホールディングス株式会社の代表取締役社長として、また、経営者としての豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップを発揮し、取締役会を運営・統括をし、その活性化に注力しております。これらを活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。

2 こう の ひろ ゆき 河野博行 (昭和23年5月26日生)

再任

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

昭和52年7月 河野薬品株式会社入社
昭和59年7月 同社取締役就任
昭和62年4月 同社代表取締役社長就任
(平成9年10月同社は合併により株式会社オムエルとなる)
平成9年10月 株式会社オムエル代表取締役社長就任
平成16年6月 東邦薬品株式会社取締役就任
平成17年6月 同社取締役副社長就任
(平成21年4月東邦薬品株式会社は持株会社制への移行により東邦ホールディングス株式会社に商号変更)
平成21年4月 東邦ホールディングス株式会社取締役副社長就任
兼 東邦薬品株式会社代表取締役社長就任
兼 株式会社オムエル代表取締役会長就任
(平成22年1月株式会社オムエルは合併により株式会社セイエルとなる)
平成22年1月 株式会社セイエル代表取締役副会長就任
平成25年5月 一般社団法人日本医薬品卸売業連合会副会長就任 (現任)
平成26年6月 株式会社セイエル取締役副会長就任
平成27年6月 同社取締役会長就任 (現任)
平成27年6月 東邦ホールディングス株式会社代表取締役会長就任 (現任)

(東邦ホールディングス株式会社における地位および担当)
代表取締役会長

■ 所有する当社株式の数 1,330,860株

■ 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 候補者とした理由

河野博行氏は、東邦ホールディングス株式会社の代表取締役会長として、また、当社の連結子会社の代表取締役を歴任し、その豊富な経験と知見等を有しております。これらを活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

3 本間 利夫 (昭和23年3月12日生)

再任

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

昭和55年10月 本間薬品株式会社入社
昭和56年5月 同社取締役就任
昭和57年8月 同社取締役副社長就任
昭和59年4月 同社代表取締役社長就任
平成12年6月 東邦薬品株式会社取締役就任
(平成13年10月本間薬品株式会社は本間東邦株式会社に商号変更)
平成17年6月 東邦薬品株式会社専務取締役就任
(平成21年4月東邦薬品株式会社は持株会社制への移行により東邦ホールディングス株式会社に商号変更)
平成21年4月 東邦ホールディングス株式会社取締役就任
兼 東邦薬品株式会社専務取締役就任
平成21年6月 東邦薬品株式会社取締役副社長就任
平成25年6月 同社取締役就任 (現任)
(平成25年10月本間東邦株式会社は東邦薬品株式会社と合併により消滅)
平成25年10月 合同東邦株式会社代表取締役社長就任
平成27年6月 東邦ホールディングス株式会社取締役副社長就任 (現任)

[東邦ホールディングス株式会社における地位および担当]
取締役副社長

■ 所有する当社株式の数 36,543株

■ 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 候補者とした理由

本間利夫氏は、東邦ホールディングス株式会社の取締役副社長として、また、当社の連結子会社の代表取締役を歴任し、その豊富な経験と知見等を有しております。これらを活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。

4 森久保 光男 (昭和24年12月1日生)

再任

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

平成4年6月 東邦薬品株式会社入社
平成4年6月 同社取締役就任
平成20年6月 同社常務取締役就任
(平成21年4月東邦薬品株式会社は持株会社制への移行により東邦ホールディングス株式会社に商号変更)
平成21年4月 東邦ホールディングス株式会社執行役員就任
兼 東邦薬品株式会社常務取締役就任
平成25年6月 東邦ホールディングス株式会社取締役就任
平成27年6月 同社常務取締役就任 (現任)

[東邦ホールディングス株式会社における地位および担当]
常務取締役開発本部長

■ 所有する当社株式の数 49,700株

■ 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 候補者とした理由

森久保光男氏は、東邦ホールディングス株式会社の常務取締役として、また、物流および開発部門責任者として豊富な経験と実績を有しております。これらの経験を活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。

5 おぎ の まもる 荻野 守 (昭和26年6月6日生)

再任

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

昭和53年7月 東邦薬品株式会社入社
平成15年6月 同社執行役員就任
平成19年6月 同社常務執行役員就任
平成20年6月 同社常務取締役就任
(平成21年4月東邦薬品株式会社は持株会社制への移行により東邦ホールディングス株式会社に商号変更)
平成21年4月 東邦ホールディングス株式会社執行役員就任
兼 東邦薬品株式会社常務取締役就任
平成25年6月 東邦ホールディングス株式会社取締役就任
平成27年6月 東邦薬品株式会社専務取締役就任 (現任)
平成27年6月 東邦ホールディングス株式会社常務取締役就任 (現任)

(東邦ホールディングス株式会社における地位および担当)
常務取締役管理本部長 兼 財務部長

■ 所有する当社株式の数 11,100株

■ 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 候補者とした理由

荻野守氏は、東邦ホールディングス株式会社の常務取締役として、また、財務および管理部門責任者として豊富な経験と実績を有しております。これらの経験を活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。

6 か とう かつ や 加藤 勝哉 (昭和30年7月25日生)

再任

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

平成3年2月 東邦薬品株式会社入社
平成13年6月 同社取締役就任
(平成21年4月東邦薬品株式会社は持株会社制への移行により東邦ホールディングス株式会社に商号変更)
平成21年4月 東邦ホールディングス株式会社執行役員就任
兼 東邦薬品株式会社取締役就任
平成25年6月 東邦ホールディングス株式会社取締役就任
平成27年6月 同社常務取締役就任 (現任)

(東邦ホールディングス株式会社における地位および担当)
常務取締役経営企画本部長 兼 経営企画室長

■ 所有する当社株式の数 11,600株

■ 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 候補者とした理由

加藤勝哉氏は、東邦ホールディングス株式会社の常務取締役として、また、経営企画部門責任者として豊富な経験と実績を有しております。これらの経験を活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

7 まつ たに たけ お 松谷竹生 (昭和41年4月20日生)

再任

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

平成4年2月 東邦薬品株式会社入社
平成13年6月 同社取締役就任
平成19年6月 同社常務取締役就任
平成20年6月 同社専務取締役就任
(平成21年4月東邦薬品株式会社は持株会社制への移行により東邦ホールディングス株式会社に商号変更)
平成21年4月 東邦ホールディングス株式会社取締役就任(現任) 兼 東邦薬品株式会社専務取締役就任
平成21年6月 東邦薬品株式会社取締役副社長就任
平成25年6月 九州東邦株式会社常務取締役就任
平成26年6月 東邦薬品株式会社取締役就任(現任)
平成27年6月 九州東邦株式会社代表取締役社長就任(現任)

(東邦ホールディングス株式会社における地位および担当)
取締役

(重要な兼職の状況)
九州東邦株式会社代表取締役社長

■ 所有する当社株式の数 65,428株

■ 取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由

松谷竹生氏は、東邦ホールディングス株式会社の取締役として、また、当社の連結子会社の代表取締役として、その豊富な経験と実績を有しております。これらの経験を活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。

8 まつ たに たか あき 松谷高顕 (昭和16年1月29日生)

再任

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

昭和39年3月 東邦薬品株式会社入社
昭和49年5月 同社取締役就任
平成5年10月 同社取締役副社長就任
平成11年6月 同社代表取締役社長就任
平成17年6月 同社代表取締役会長就任
(平成21年4月東邦薬品株式会社は持株会社制への移行により東邦ホールディングス株式会社に商号変更)
平成21年4月 東邦ホールディングス株式会社代表取締役会長就任
平成25年6月 同社取締役相談役就任(現任)
平成26年1月 一般財団法人東京薬科大学附属社会医療研究所理事長就任

(東邦ホールディングス株式会社における地位および担当)
取締役相談役

■ 所有する当社株式の数 351,908株

■ 取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由

松谷高顕氏は、東邦ホールディングス株式会社の取締役相談役として、また、当社の連結子会社の代表取締役および業界団体の役員を歴任し、その豊富な経験と実績を有しております。これらの経験を活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。

9 枝 廣 弘 巳 (昭和27年5月14日生)

再 任

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

昭和52年 4月 東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）入社
昭和60年 9月 常盤薬品株式会社入社
平成 8年 8月 同社取締役総務部長就任
平成 9年12月 同社常務取締役管理本部長 兼 総務部長就任
平成12年 8月 同社代表取締役社長 兼 管理本部長就任
平成15年 6月 同社代表取締役社長就任
平成24年 6月 東邦ホールディングス株式会社監査役就任
兼 東邦薬品株式会社監査役就任
平成25年 4月 東邦薬品株式会社執行役員管理本部副本部長
兼 総務部長就任
平成26年 6月 同社取締役管理本部副本部長 兼 総務部長就任
平成27年 6月 同社代表取締役社長就任（現任）
平成27年 6月 東邦ホールディングス株式会社取締役就任（現任）

〔東邦ホールディングス株式会社における地位および担当〕
取締役

〔重要な兼職の状況〕
東邦薬品株式会社代表取締役社長

■ 所有する当社株式の数 4,300株

■ 取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由

枝廣弘巳氏は、東邦ホールディングス株式会社の取締役として、また、当社の連結子会社の代表取締役として、その豊富な経験と実績を有しております。これらの経験を活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。

10 内 藤 温 子 (昭和22年1月22日生)

再 任

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

昭和56年 6月 東邦薬品株式会社入社
平成 3年10月 同社薬事部長就任
平成11年 6月 同社取締役就任
（平成21年4月東邦薬品株式会社は持株会社制への移行により東邦ホールディングス株式会社に商号変更）
平成21年 4月 東邦薬品株式会社取締役薬事医薬情報部管掌
兼 薬事医薬情報部長 兼 薬事医薬情報担当部長就任
平成25年 6月 同社常務取締役薬事部管掌 兼 薬事部長就任
平成27年 6月 東邦ホールディングス株式会社取締役就任（現任）

〔東邦ホールディングス株式会社における地位および担当〕
取締役薬事担当

■ 所有する当社株式の数 20,200株

■ 取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由

内藤温子氏は、東邦ホールディングス株式会社の取締役として、また、薬事部門責任者として豊富な経験と実績を有しております。これらの経験を活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。

11 ^{う どう} 有 働 ^{あつし} 敦 (昭和39年4月26日生)

新任

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

昭和62年7月 東邦薬品株式会社入社
平成18年7月 同社営業本部企画推進部長就任
(平成21年4月東邦薬品株式会社は持株会社制への移行により東邦ホールディングス株式会社に商号変更)
平成21年4月 東邦薬品株式会社執行役員営業本部企画推進部長就任
平成24年7月 同社取締役営業統轄本部CS営業本部長 兼 医薬営業本部企画推進部長就任
平成25年4月 同社取締役営業統轄本部医薬営業本部長就任
平成27年6月 同社常務取締役営業統轄本部長 兼 医薬営業本部長就任 (現任)
平成27年6月 東邦ホールディングス株式会社執行役員就任 (現任)

(東邦ホールディングス株式会社における地位および担当)
執行役員

■ 所有する当社株式の数 2,400株

■ 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 候補者とした理由

有働敦氏は、東邦ホールディングス株式会社の執行役員として、また、営業部門責任者として豊富な経験と実績を有しております。これらの経験を活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。

12 ^{うま だ} 馬 田 ^{あきら} 明 (昭和40年4月16日生)

新任

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

昭和61年3月 東邦薬品株式会社入社
平成19年4月 同社営業本部病院部長就任
平成20年5月 同社営業本部病院統轄部長就任
(平成21年4月東邦薬品株式会社は持株会社制への移行により東邦ホールディングス株式会社に商号変更)
平成21年4月 東邦薬品株式会社執行役員営業本部副本部長就任
平成24年7月 同社取締役営業統轄本部医薬営業本部副本部長 兼 病院統轄部長就任
平成27年6月 同社常務取締役営業統轄本部副本部長 兼 医薬営業本部副本部長 兼 病院統轄部長就任 (現任)
平成27年6月 東邦ホールディングス株式会社執行役員就任 (現任)

(東邦ホールディングス株式会社における地位および担当)
執行役員

■ 所有する当社株式の数 7,100株

■ 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 候補者とした理由

馬田明氏は、東邦ホールディングス株式会社の執行役員として、また、営業部門責任者として豊富な経験と実績を有しております。これらの経験を活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。

13 たけ だ かず お 武 田 一 夫 (昭和23年9月12日生)

新任

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

昭和46年4月 日本チバガイギー株式会社入社
平成11年6月 アストラゼネカ株式会社プライマリケア事業部長就任
平成14年2月 シェリング・プラウ株式会社営業企画部長就任
平成22年10月 MSD株式会社流通本部長就任
平成26年1月 同社流通本部シニア・アドバイザー就任
平成26年6月 東邦ホールディングス株式会社常勤監査役就任(現任)

(東邦ホールディングス株式会社における地位および担当)
社外監査役

■ 所有する当社株式の数 1,200株

■ 取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由

武田一夫氏は、東邦ホールディングス株式会社社外監査役の職務を適切に遂行していただいております。製薬業界に関する豊富な知識と企業活動に関する見識等を有しております。これらの経験を活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。

14 わた なべ しゅん すけ 渡 邊 俊 介 (昭和19年10月4日生)

再任

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

昭和45年4月 株式会社日本経済新聞社入社
昭和57年5月 外務省出向
在デンマーク日本大使館一等書記官就任
昭和60年3月 株式会社日本経済新聞社編集委員就任
昭和63年3月 同社論説委員就任
平成16年10月 東京女子医科大学医学部客員教授就任
平成21年4月 国際医療福祉大学大学院教授就任(現任)
平成26年5月 東京女子医科大学顧問就任
平成26年6月 東邦ホールディングス株式会社社外取締役就任(現任)

(東邦ホールディングス株式会社における地位および担当)
社外取締役

(重要な兼職の状況)
国際医療福祉大学大学院教授

■ 所有する当社株式の数 1株

■ 社外取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由

渡邊俊介氏は、株式会社日本経済新聞社記者として医療・福祉・年金問題に携わるとともに、厚生労働省ならびに日本医師会をはじめとする各種団体の医薬関係審議会委員等も歴任されており、その豊富なキャリアと大学教授としての幅広い見識等を当社の経営に反映していただくため、また、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在社外取締役であり、その就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

むら やま しょう さく
15 村山昇作 (昭和24年9月21日生)

再任

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

昭和47年4月 日本銀行入行
昭和56年2月 同行ニューヨーク事務所エコノミスト就任
平成6年11月 同行高松支店長就任
平成10年6月 同行調査統計局長就任
平成14年3月 帝國製菓株式会社代表取締役社長就任
平成14年6月 四国化成工業株式会社社外取締役就任
平成20年6月 i P S アカデミアジャパン株式会社取締役就任
平成23年6月 同社代表取締役社長就任
平成25年6月 株式会社S C R E E Nホールディングス社外取締役就任(現任)
平成26年6月 東邦ホールディングス株式会社社外取締役就任(現任)
平成26年7月 株式会社i P Sポータル代表取締役社長就任(現任)

(東邦ホールディングス株式会社における地位および担当)
社外取締役

[重要な兼職の状況]
株式会社i P Sポータル代表取締役社長
株式会社S C R E E Nホールディングス社外取締役

■ 所有する当社株式の数 200株

■ 社外取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由

村山昇作氏は、日本銀行において培ってきた財政・金融その他経済全般にわたる見識を有し、また、他社において代表取締役を現任されており、その豊富な知見、経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在社外取締役であり、その就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

なが さわ とおる
16 永沢徹 (昭和34年1月15日生)

再任

■ 略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

昭和59年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
昭和59年4月 梶谷総合法律事務所入所
平成7年4月 永沢総合法律事務所開設、代表弁護士(現任)
平成19年9月 グリー株式会社社外監査役就任(現任)
平成27年6月 東邦ホールディングス株式会社社外取締役就任(現任)

(東邦ホールディングス株式会社における地位および担当)
社外取締役

[重要な兼職の状況]
永沢総合法律事務所代表弁護士
グリー株式会社社外監査役

■ 所有する当社株式の数 1株

■ 社外取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由

永沢徹氏は、弁護士として培われた高度な法律知識と豊富な経験を有し、企業法務に関する知見、経験等を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、会社更生管財人として会社の経営に関与したことがあり、社外取締役としての職務を適切に遂行していただきたいため、選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在社外取締役であり、その就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

(注) 1. 取締役と当社との特別の利害関係

- ① 渡邊俊介氏は、国際医療福祉大学大学院教授を兼務しており、当社の連結子会社は、国際医療福祉大学に対し、医療用医薬品等の販売を行っております。
 - ② その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 渡邊俊介、村山昇作、永沢徹の各氏は、社外取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者であります。
 3. 当社は、渡邊俊介、村山昇作、永沢徹の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏が再任された場合、引き続き各氏は独立役員となる予定であります。
 4. 当社と渡邊俊介、村山昇作および永沢徹の各氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令および当社定款に定める限度額に限定する契約を締結しており、各氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1 しみず ひで ゆき 清水英行 (昭和33年4月26日生)

新任

■ 略歴および当社における地位ならびに重要な兼職の状況

昭和54年 3月	東邦薬品株式会社入社	(東邦ホールディングス株式会社における地位および担当)
平成 2年 7月	株式会社東邦システムサービス社内システム部長就任	監査役
平成10年 5月	同社代表取締役社長就任	
平成23年 4月	東邦ホールディングス株式会社グループ監査室副室長就任	
平成24年 6月	同社常勤監査役就任 (現任)	

■ 所有する当社株式の数 5,500株

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

清水英行氏は、東邦ホールディングス株式会社監査役の職務を適切に遂行していただいております。その豊富な経験、知見等を当社の経営の監督および監査に活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。

2 と かじ さち お 戸 梶 幸 夫 (昭和22年12月24日生)

新任

■ 略歴および当社における地位ならびに重要な兼職の状況

昭和45年 4月 塩野義製薬株式会社入社
平成14年 6月 同社取締役 兼 経理財務部長就任
平成16年 4月 同社取締役執行役員就任
平成19年 4月 同社取締役常務執行役員
兼 経営管理統括責任者就任
平成20年 4月 同社取締役専務執行役員就任
平成23年 6月 同社常勤監査役就任
平成27年 6月 同社顧問就任 (平成28年6月退任予定)

■ 所有する当社株式の数 - 株

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

戸梶幸夫氏は、製薬業界に関する豊富な知識と企業活動における見識等を有しており、また、塩野義製薬株式会社の経営に携り、その経歴を通じて培った経営の専門家として、当社の経営の監督および監査に活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。

3 なか むら こう じ 中 村 耕 治 (昭和25年7月22日生)

新任

■ 略歴および当社における地位ならびに重要な兼職の状況

昭和51年 4月 田辺製薬株式会社 (現田辺三菱製薬株式会社)
入社
平成20年 6月 同社執行役員CMC研究センター長就任
平成23年 6月 田辺三菱製薬株式会社常務執行役員製薬本部長
兼 田辺三菱製薬工場株式会社代表取締役社長
就任
平成26年 6月 田辺三菱製薬株式会社取締役専務執行役員製薬
本部長就任
平成27年 6月 同社顧問就任 (平成28年6月退任予定)

■ 所有する当社株式の数 - 株

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

中村耕治氏は、製薬業界における豊富な知識と企業活動における見識等を有しており、また、田辺三菱製薬株式会社および田辺三菱製薬工場株式会社の経営に携り、その経歴を通じて培った経営の専門家として、当社の経営の監督および監査に活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 戸梶幸夫、中村耕治の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 戸梶幸夫、中村耕治の両氏の選任が承認された場合、新たに株式会社東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
4. 清水英行、戸梶幸夫、中村耕治の各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令および当社定款に定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成25年6月27日開催の第65回定時株主総会の第3号議案において、「年額5億円以内」とご承認いただき現在に至っておりますが、当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額についての定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額を、この度の取締役の増員や経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額7億円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）」と定めることとさせていただきます。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は13名であります。第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は16名（うち社外取締役3名）となります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員である取締役の職務と責任も考慮して、「年額50百万円以内」と定めることとさせていただきます。

なお、第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および内容決定の件

当社の取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額は、平成25年6月27日開催の第65回定時株主総会の第3号議案において、取締役の報酬等の額「年額5億円以内」のうち、「年額50百万円以内」とご承認いただき現在に至っております。当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件に監査等委員会設置会社へ移行することから、第1号議案の承認可決を条件に、現在の取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額についての定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）に

対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額を決定させていただきたいと存じます。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行後も従前と同様に、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社における取締役（監査等委員であるものを除く。）について、経済情勢等諸般の事情も考慮して、第4号議案にてご承認をお願いしております取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額の範囲内で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を「年額55百万円以内（うち社外取締役分は年額5百万円以内）」と設定いたしたいと存じます。

なお、本議案は、第1号議案による定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員会設置会社への移行前の取締役は13名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は16名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本件ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は下記のとおりといたします。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価格を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

記

本件ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株

式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

②新株予約権の総数

取締役に対して割り当てる新株予約権の総数550個を、各事業年度において割り当てる新株予約権の数の上限とする。

③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

(ご参考)

当社は、本総会終結の時以降、前記の新株予約権と同内容の新株予約権を、当社の執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役、執行役員および従業員に対しても発行することを検討しております。

以上

株主総会会場ご案内図



会 場

〒155-8655 東京都世田谷区代沢五丁目2番1号
東邦ホールディングス株式会社 本店6階大会議室
電話 03 (3419) 7811 (代表)

〔電車〕 小田急小田原線・京王井の頭線「下北沢駅」南口下車
代沢小学校を目標に徒歩約10分

〔バス〕 渋谷駅西口バスターミナルより小田急バス「経堂駅」
行きに乗り「代沢小学校」下車、徒歩約1分